

令和 9 年度及び令和 10 年度において佐賀県が発注する建設工事及び建設関連業務について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の規定に基づき、競争入札に参加することができる者の資格（以下「競争入札参加資格」という。）、申請方法等を次のとおり公告する。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける場合がある。

令和 8 年 10 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 資格の種類

競争入札参加資格の種類（以下「資格の種類」という。）は次のとおりとする。

(1) 建設工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の種類による。

(2) 建設関連業務

ア 測量

イ 建築関係建設コンサルタント 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門の 2 部門による。

ウ 土木関係建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項に規定する建設コンサルタントの部門による。

エ 地質調査

オ 補償関係コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償コンサルタントの

部門（総合補償部門を除く。）による。

カ 環境調査

キ その他

2 申請受付の時期

申請受付の時期は、次に掲げるとおりとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受付を行うものとする。

(1) 建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請

ア 建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）のうち、県内に建設業の許可に係る主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を有する者

令和8年11月20日から同年12月18日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）

イ 建設業者のうち、県外に主たる営業所を有する者

令和8年11月6日から同月19日まで（休日等を除く。）

(2) 建設関連業務に係る競争入札参加資格の審査の申請

ア 建設関連業者（1の(2)に規定する建設関連業務を営む者をいう。以下同じ。）のうち、県内に本店を有する者

令和8年10月23日から同年11月5日まで（休日等を除く。）

イ 建設関連業者のうち、県外に本店を有する者

令和8年10月23日から同年11月5日まで（休日等を除く。）

3 申請の方法

(1) 申請書類

競争入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる申請書類を添えて申

請すること。

ア 建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請

(ア) 県内に主たる営業所を有する建設業者が提出する書類

- a 資格審査申請書
- b 申請書受理票
- c 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類又は徴収猶予許可通知書の写し
- d 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）又は納税の猶予許可通知書の写し
- e 令和6年9月1日から令和7年8月31日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し
- f 令和7年9月1日から令和8年8月31日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し
- g 令和7・8年度に佐賀県の入札参加資格を有していた場合は、令和7・8年度の入札参加に有効な入札参加資格決定通知書の写し
- h 競争入札参加資格の審査の申請について代理人による申請をする場合は、委任状
- i 建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- j 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事、管工事又は造園工事を受注し、かつ、当該工事について令和4年9月1日から令和8年8月31日までの間に完成検査を受け、工事成績を得ている場合は、当該工事の工事成績評定通知書の写し（当該工事を共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。）

- k 建設工事のうち舗装工事、管工事又は造園工事への入札参加を希望する者で、令和8年8月31日の時点において有効な資格（舗装工事にあつては舗装施工管理技術者、管工事にあつては配管・配管工、造園工事にあつては植栽基盤診断士又は街路樹剪定士の資格）を有する技能士等がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- l 建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事への入札参加を希望する者で、従業員が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）を受講しているものである場合は、令和8年8月31日の時点における過去5年間の学習履歴証明書の写し
- また、建設工事のうち建築一式工事への入札参加を希望する者で、従業員が公益社団法人日本建築士会連合会の継続学習制度（CPD）を受講しているものである場合は、令和8年8月31日の時点における過去5年間の研修履歴証明書の写し
- m 令和8年8月31日の時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合で、令和6年9月1日から令和8年8月31日までの間に5割以上の活動に参加しているときは、建設業労働災害防止協会の活動証明書
- n 令和8年8月31日の時点における障害者雇用に係る申告書並びに同日の時点において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定により障害者を雇用している場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し及び直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し。
- さらに、同法第43条第7項の規定により厚生労働大臣に障害者雇用状況報告書を提出した場合は、令和8年6月1日の時点の報告書

の写し

- o 令和6年6月2日から令和8年6月1日までの間に採用時の年齢が30歳未満の若年者（令和6年度及び令和7年度に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者である場合は、採用時の年齢が32歳未満の若年者）を採用し、かつ、当該被採用者を令和8年8月31日時点で3か月以上雇用している場合には、採用時の健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し並びに直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（令和6年度及び令和7年度に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者のうち、採用時の年齢が30歳以上32歳未満の者にあつては、修了証書の写し又は修了証明書をあわせて添付すること。）

このうち、令和6年6月2日から令和8年6月1日までの間に佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校をいう。以下同じ。）を卒業し、若しくは佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者又は佐賀県内に所在地を置く学校から県外の学校へ進学し、令和6年6月2日から令和8年6月1日までの間に卒業した者を採用した場合には、採用時の健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し並びに直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し並びに採用時に提出した履歴書又は卒業証明書の写し

- p 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者を選任し、当該責任者が令和6年9月1日から令和8年8月31日までの間に同条第2項に規定する講習を受講した場合は、受講修了書の写し

- q 健康企業宣言を行い優良企業として認定された場合は、認定証の

写し

また、健康企業宣言のみを行った場合は、宣言証の写し

r 令和6年9月1日から令和8年8月31日までの間に建設業法第28条に基づく営業停止処分若しくは指示処分又は同法第41条に基づく書面による指導若しくは勧告を受けた場合には、その通知書の写し

s 令和6年9月1日から令和8年8月31日までの間に佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項に基づく指名停止又は同要領第9条に基づく文書による警告を受けた場合には、その通知書の写し

(イ) 県外に主たる営業所を有する建設業者が提出する書類

a (ア)のaからgまでに掲げる書類

b 建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合及び競争入札参加資格の審査の申請について代理人による申請をする場合は、委任状

c 建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書の写し
(建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合は、別紙2の写しを含む。)

(ウ) 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の審査の申請を行う建設工事業業者が提出する書類

a (ア)のaからfまで及び(イ)のbに掲げる書類

b (イ)のcに掲げる書類又は建設業許可通知書の写し若しくは許可証明書

イ 建設関連業務に係る競争入札参加資格の審査の申請

(ア) 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類

- a アの(ア)の a から d までに掲げる書類
- b 入札参加を希望する資格の種類について国又は都道府県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し
- c 測量への入札参加を希望する場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づき国に提出した書類のうち、保有する全ての営業所が確認できる書類の写し（国の受付印が確認できるものに限る。）
- d 土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償関係コンサルタントへの入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有する全ての営業所が確認できる書類の写し（国の受付印が確認できるものに限る。）
- e 測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償関係コンサルタントへの入札参加を希望し、かつ、それぞれの資格を有する技術者が在籍している場合は、その資格者証の写し及び直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- f 環境調査及びその他への入札参加を希望し、かつ、当該業務を行うに当たって、国又は都道府県の登録又は指定等を受けている場合は、それを証する書面の写し

また、計量証明事業については、調査分析のできる物質を記載した証明書

- g 申請者が法人である場合には法人の登記事項証明書、申請者が個人である場合には代表者の身分証明書（入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。）
- h 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- i 令和 7・8 年度に佐賀県の入札参加資格を有していた場合は、令和 7・8 年度の入札参加に有効な入札参加資格決定通知書の写し

j 競争入札参加資格の審査の申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(イ) 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類

a アの(ア)の a から d まで及びイの(ア)の b から i までに掲げる書類

b 営業所に契約に関することを委任する場合及び競争入札参加資格の審査の申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(ウ) 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の審査の申請を行う建設関連業者が提出する書類

アの(ア)の a から d まで並びにイの(ア)の b から i まで及び(イ)の b に掲げる書類

(2) 申請書様式の入手方法

佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) からダウンロードすること。

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次に掲げる場所に郵送（当日消印有効）又は持参により提出すること。

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土整備部建設・技術課 入札・契約担当

電話番号 0952-25-7102

4 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 競争入札参加資格の審査を受けることができない者

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、競争入札参加資格（(6)及び(7)に該当する者については、該当する建設工事の種類に係る競争入札参加資格に限る。）の審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

なお、未成年者又は被保佐人若しくは被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。

(2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(3) 佐賀県に納めるべき税に未納がある者（徴収猶予許可通知を受けた者は除く。）

(4) 消費税及び地方消費税に未納がある者（納税の猶予許可通知を受けた者は除く。）

(5) 建設工事に係る競争入札参加資格にあつては、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（適用除外者を除く。）

(6) 建設工事に係る競争入札参加資格にあつては、決定を受けようとする建設工事の種類に対応する建設業の許可（建設業法第 3 条の規定による許可をいう。）を有しない者

(7) 競争入札参加資格の決定を受けようとする建設工事の種類について建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていない建設業者

6 競争入札参加資格の決定

申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1 に掲げる資格の種類ごとに競争入札参加資格を決定する。

7 審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により、決定された資格の種類（決定されな

かった建設工事に係る資格の種類にあつては級外である旨）を通知する。

8 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、決定の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

9 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格の決定後に、申請書類に虚偽の記載をしたこと又は 5 の(1)から(7)までのいずれかに該当することが認められた者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。